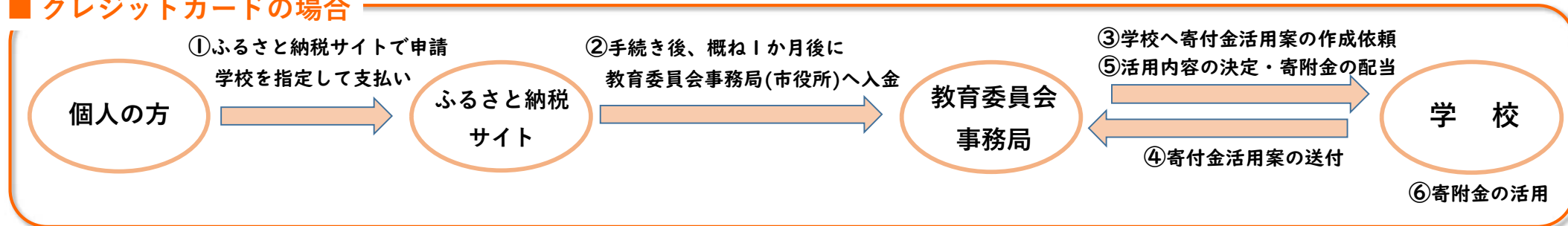
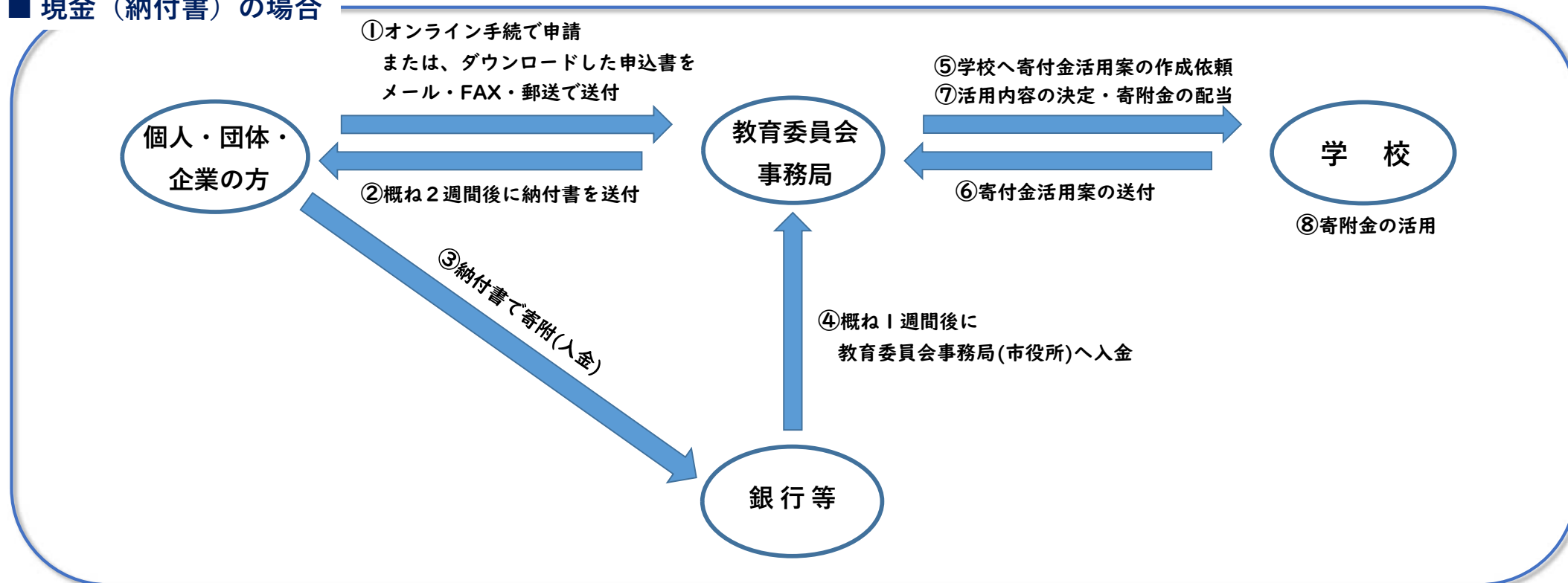


ご寄附から活用までの流れ

■ クレジットカードの場合



■ 現金（納付書）の場合



■ 現金（持参）の場合

個別にお問合せくださいますよう、お願いいたします。

ご寄附のお申し出から活用までの流れ・手順

1 クレジットカードによるご寄附 ※個人の方のみ

(1) ご寄附のお申し出

ホームページ上の、「クレジットカードによる納付」に記載されている川崎市ふるさと納税サイトの URL (https://kifu.f-regi.com/contribute/city_kawasaki) (外部リンク) により、申請をお願いいたします。

[入力手順]

- URL (外部リンク) をクリックすると、財政局資金課が運営する「川崎市ふるさと納税」サイトへ画面が遷移します。
- 表示されたサイトの一番下にメールアドレスを入力する項目がありますので、メールアドレスを入力して、「寄附を開始する」ボタンをクリックします。
- 指定 (入力) したメールアドレスにメールが届きますので、メール本文に記載された URL のサイトにアクセスください。
- 個人情報の取扱いに同意いただき、寄附情報入力画面で、寄附者情報等の必要項目の入力をお願いします。
- 項目「事業の種類」で「学校ふるさと応援寄附金」を選択し、寄附額を入力ください。
- 項目「【学校ふるさと応援寄附金選択した方】希望学校をご記入ください。」で寄附先の学校を入力ください。
- 確認画面で、内容を確認いただき、寄附受付完了画面まで画面が遷移しましたら、申請完了です。

(2) 受領書・ワンストップ特例申請書 (希望された方のみ) 等の送付

ご寄附のお手続き後、財政局資金課から、概ね 1 か月半前後を目途に、受領書・ワンストップ特例申請書等が、送付されます。

(3) 学校での寄附金の活用内容の検討

教育委員会事務局から、ご寄附があった旨を学校に伝え、学校にて寄附金の活用内容について検討を行います。

(4) 寄附金の活用

学校で検討した寄附金の活用内容について、教育委員会事務局で確認を行います。その後、学校へ寄附金を配当し、活用します。

※寄附金が実際に活用されるまでの期間は、学校での検討状況により異なります。

2 納付書による現金でのご寄附

(1) 寄附のお申し出

ア 個人の方

ホームページ上の個人の方用のオンライン手続の外部リンクをクリックし、必要事項を入力いただき、オンライン申請をお願いいたします。

オンラインでの申請を希望されない場合は、個人の方用の「川崎市ふるさと納税申出書」をホームページからダウンロードし、必要事項をご記入いただき、メール・FAX・郵送により教育委員会事務局総務部庶務課へお送りください。なお、「住所」には納付書の送付先となる住所をご記入ください。

イ 企業・団体の方

ホームページ上の企業・団体の方用のオンライン手続の外部リンクをクリックし、必要事項を入力いただき、オンライン申請をお願いいたします。

オンラインでの申請を希望されない場合は、企業・団体の方用の「寄附申出書」をホームページからダウンロードし、必要事項をご記入いただき、メール・FAX・郵送により教育委員会事務局総務部庶務課へお送りください。

なお、「住所」には納付書の送付先となる住所をご記入ください。

【変更点】

これまで、PTAからご寄附いただく場合、寄附申出書と併せて、PTAとして規約等に基づき、学校に寄附することを意思決定されたことがわかる議決書等の文書の写しをいただいております。

一方で、手続きに係る労力が多いといったお声も多かったことから、手続きの簡素化を図るため、申請フォーム（申出書）の中に、ご寄附いただくことがPTAの総意であることを確認させていただくためのチェックボックスを設けることで、議決書等の書類の提出は不要といたしました。

(2) 納付書の送付

寄附のお申し出をいただいてから概ね2週間後を目途に納付書をお送りさせていただきます。

(3) 納付書で寄附金をご入金

納付書が届きましたら、金融機関等で納付をお願いいたします。

(4) 受領書・ワンストップ特例申請書等の送付

寄附金のご入金確認後、受領書・ワンストップ特例申請書（個人の方のみ）・お礼状（10万円以上のご寄附をいただいた場合は感謝状）を送付いたします。

ご入金確認後、お礼状等の場合は概ね2週間程度、感謝状等の場合は概ね1か月程度、発送までお時間をいただいております。

(5) 学校での寄附金の活用内容の検討

教育委員会事務局から、ご寄附があった旨を学校に伝え、学校にて寄附金の活用内容について検討を行います。

(6) 寄附金の活用

学校で検討した寄附金の活用内容について、教育委員会事務局で確認を行います。
その後、学校へ寄附金を配当し、活用します。

※寄附金が実際に活用されるまでの期間は、学校での検討状況により異なります。

3 教育委員会事務局への現金持参によるご寄附

基本的には、上記の方法での寄附をお願いしておりますが、現金持参によること
しか寄附ができない場合などの特別な事情がある場合は、寄附される前に、個別に
ご相談をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

お問合せ先

川崎市教育委員会事務局総務部庶務課

住所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

電話: 044-200-3262

ファクス: 044-200-3950

メールアドレス: 88syomu@city.kawasaki.jp